参考資料１

制定：平成３０年６月１５日
（令和６年４月１日改正）

地方独立行政法人京都市立病院機構　業務実績評価基本方針

京都市長（以下「市長」という。）が、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第２８条第１項に規定する地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）の業務の実績の評価を行うに当たっては、以下の基本方針に基づくものとする。

１　目的

市長が行う法人の業務実績評価は、法人の業務実績を把握、分析し、これを総合的に評定することにより、法第２８条第１項に定める次の各号に該当する事項について、具体的かつ分かりやすい形で示し、法人の業務運営の一層の改善と公共性、透明性の確保に資することを目的とする。

⑴　次号及び第３号に掲げる事業年度以外の事業年度　当該事業年度における業務の実績

⑵　中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

⑶　中期目標の期間の最後の事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

２　評価に当たっての基本的な視点

⑴　法人が、中期計画に従い、自律的に業務運営を行っていること。

⑵　法人が、業務を効率的かつ効果的に実施していること。

⑶　法人が、公共性の高い業務を着実に実施するとともに、業務運営の透明性の確保を十分に図っていること。

３　評価に関する留意点

⑴　評価を行うに当たっては、医療の質やサービスの向上、健全な経営の確保といった大局的な視点から、いたずらに細事にわたることは避け、重要度に応じて本質的な評価を行うように努めること。

⑵　各事業年度の業務実績の評価は、前年度評価時の実績と当該年度の実績を単に比較するだけでなく、中期計画期間全体の中にあっての進ちょく状況を念頭に置き行うこと。

⑶　評価を通じて、法人の業務運営における改善点を具体的に明らかにし、その一層の改善と公共性、透明性の確保に資すること。

４　評価の体制

市長が評価を行うにあたり、法人における中期目標を基礎としたＰＤＣＡサイクルをより実効的なものとするため、法人を所管する保健福祉局に事務局を置き、中期目標の策定から評価の実施までを一貫して実施する。事務局は、保健福祉局に所属する別表に掲げるものをもって構成する。

５　評価方法

⑴　法の規定

法第２８条第３項の規定により、法人の業務の実績の評価は、第１の各号に定める事項について、総合的な評定をして行うとされていることを踏まえ、各事項における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を踏まえ、以下のとおり評価を行うこととする。

⑵　評価の実施

ア　法人に対し、業務実績報告書（自己評価結果報告書)、事業報告書及びその他評価に必要な資料の提出を求める。

イ　市長は、法人から提出された報告書等及び法人からの意見聴取等を踏まえて、業務の実施状況を調査及び分析し、地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）に諮問する。市長は評価委員会での審議内容を踏まえて、総合的な評価を行う。評価は、第１の各号に定める事項について、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。

なお、評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。

６　評価結果の活用

⑴　法人は、評価結果を受けて、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるものとする。

⑵　法第３０条に規定する法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討、法第２５条及び第２６条に規定する次期中期目標の策定及び次期中期計画の認可に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間見込評価結果を踏まえるものとする。

別表（第４関係）

保健福祉局長

健康長寿のまち・京都推進担当局長

保健福祉部長

保健福祉局医療衛生推進室長

保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課長

保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課担当課長